

キャンプの季節！温泉に入ろう！湯の瀬温泉に行こう！

湯の瀬温泉郷キャンプ場

気持ちのよい川沿いのキャンプ場で、朝には雉が啼き、初夏の夜にはホタルが舞います。川のせせらぎを聞きながら、心身ともにリラックスできるキャンプ場です。川遊びもでき、十分に楽しめます。とてもきれいに整備されています。橋を渡れば温泉なので便利♪

湯の瀬温泉 藤井旅館

川岸から温泉が湧き出す源泉として、古くから親しまれています。泉質は硫酸塩カルシウム・硫酸塩。湯質のいい温泉として有名です。のんびりとくつろげる環境で癒されます。客室料理も予算に応じて用意して下さいます。日帰り温泉も満喫できますよ♪



問合せ先 吉備中央町豊岡下1538-1
TEL0867-35-0539

■ 網掛け部分の文字を並び替えてできる言葉は？

1		2		3
4	5			
6			7	
	8	9		
10				

答え

--	--	--	--	--

皆さん出来ましたか？

たてのカギ

- ① スズキ目サバ科の海水魚。刺身やたたきで召し上がれ。
- ② 鰐。大きくなるにつれて呼び名が変わる出世魚。オボコーイナッコースバシリイナードド
- ③ 閉店セール。全て売ってしまおう。
- ⑤ 喫煙スペースと禁煙スペースをわけること
- ⑦ トキ保護センターがある島。
- ⑨ 地球の衛星。Moon, Luna。

よこのカギ

- ② 確率論、統計学における用語。母集団の特性を示す定数。
- ④ まるくてかわいらしいさま。「○○な瞳」
- ⑥ 人から受ける感謝すべき行為。
- ⑦ 紙幣
- ⑧ 書物・書類などの内容を調べながら読むこと
- ⑩ 非常に喜ぶこと



新 任 あ い さ つ



■臨時職員 西谷 由紀

この6月より記帳指導員として勤務する事となりました西谷 由紀です。元々里だった吉備中央町に、結婚を機に移住し十数年になります。吉備中央町の地域経済の発展に少しでも貢献できるよう精一杯頑張りますので、会員の皆様、地域の皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

Kibichuotvou Society of Commerce and Industry

吉備中央町商工会ニュース

編集・発行／吉備中央町商工会
〒716-1101 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-1 TEL.0866-54-1062(代) FAX.0866-54-1642
http://kibichuo.jp E-mail:mail@kibichuo.jp

2016
第23号

発行日：平成28年7月7日

平成28年度（第12回）通常総代会を開催

経営発達支援計画を強力に推進して行きます。



吉備中央町商工会第12回通常総代会

5月24日（火）午前9時30分より本部会館に於いて、第12回通常総代会を開催しました。総代会には総代48名（内委任状22名）が出席しました。開会に引き続き、芝村啓三会長より開会の挨拶がありました。続いて従業員表彰に移り、町内各事業所に勤務される優良従業員20名に表彰状及び記念品が贈られました。その後来賓の山本雅則町長、熱田康治議長、伊藤俊徳日本政策金融公庫倉敷支店長、吉澤威人岡山県商工会連合会長よりそれぞれご祝辞を頂きました。続いて、議長に小虎修一（豊野支部）総代が議長に選任され議案の審議に入りました。上程した議案はすべて原案のとおり承認可決されました。

※本年度重点事業計画

「経営発達支援計画」が昨年末に認可となり、本年度は事業を実施していくための「伴奏型小規模事業者支援推進事業」補助金も承認となりました。経済、地域、業界情報等を関係機関と連携のもと収集し、専門家の支援も受けながら、経営資源の特徴を捉え、収集したデータを整理、分析し、企業が持続的発展をしていくための経営計画策定を強力に支援して参ります。

1. 経営改善普及事業（元気企業創出への挑戦）
 - ・経営革新、創業支援、フォローアップ支援
 - ・事業者情報化支援
 - ・専門的課題への対応 広域サポートセンターとの連携による専門的支援
 - ・経営発達支援事業
 - (1)小規模事業者の経営分析と市場調査による経営計画等の策定支援
 - ①経営計画の作成 ②創業（第2創業）塾の開催 ③経営計画の実施支援
 - (2)地域資源を活用した新商品の開発と商談会、展示会への出展による需要の開拓
 - ①商談会、展示会への出展 ②商品情報シートの作成
 - (3)地域経済の活性化に資する取り組み
2. 地域総合振興事業（魅力ある地域づくりへの挑戦）
 - ・地域資源を活用した事業展開支援
 - ・総合的な地域づくり対策
 - ・消費税転嫁対策窓口相談事業の実施
3. 財政基盤の確立と自主財源の確保（経営基盤確立への挑戦）
 - ・財政基盤の確立
 - ・会員増強
 - ・人材育成と事務の効率化
 - ・商工会のあり方の検討（継続協議）



吉備中央町商工会第12回通常総代会

8

1

商工会青年部部員募集中!!!!

商工会青年部とは

全国の市町村に約2,000の、地域の総合的な経済団体として商工会が存在します。
その内部組織として、商工会青年部は存在し、地区内における商工業の総合的な改善発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動しています。

主な活動

研修事業

各種セミナー、講演会、先進地視察などにより青年部員の資質向上を目的に実施しています。
(経営に役立つ講演会、青年部活動の先進事例講演等)

地域振興事業

まちづくりの先導役として、地元地域でのイベントの実施や協力で地域商工業の発展と地域住民の福祉向上のため、積極的な活動を実施しています。

商工会青年部に加入できる方

商工会に加入している事業所であり、45歳までの【経営者】及び【後継者】の方です。

商工会青年部だけでなく、商工会を活用することで更にメリットUP!

1. 幅広いネットワークの創出 事業発展・ビジネスチャンスのお機会

様々な分野の青年経営者・後継者の集まりです。いろいろな地域の同業種・異業種の仲間と交流を図り、事業発展へのチャンスを掴む場を提供します。

2. 新たな自分の発見 何を与えられるかだけでなく、自分に何ができるか

地域振興をはじめ、各事業を行う上で、組織の一員として何ができるか、どんな役割を担えるか、商工会青年部では、新たな自分の発見もメリットのひとつと考えます。

3. 商工会の活用により、事業所の経営改善が図れます。経営指導員等のアドバイス

経営に関する様々な相談（金融・税務・労務など）や指導を受けることができます。公的な金融機関、商工会の各制度を活用することで、事業に関するサポートも受けることができます。

吉備中央町商工会お問い合わせ

TEL 0866-54-1062 FAX 0866-54-1642

E-mail kibi_impulse@yahoo.co.jp

担当 相原、西村

岡山県最低賃金

735円

16円UP

時間額

平成27年10月2日から

働くには、最低賃金
チェックざんす。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

●厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
 ●最低賃金に関する特設サイト <http://www.saitoichingin.info/>
 ●パソコンでも最低賃金がチェックできます! 最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは岡山労働局または最寄りの労働基準監督署へ

赤塚不二夫先生80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫/おそ松さん製作委員会

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額 (最低賃金額) を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は?

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、 最低賃金額(時間額)と比較します。(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) $\rightarrow$ (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) $\rightarrow$ (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、
日額に換算した額 $\geq$ 特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



リサイクル適性(A)
この製品は、100%リサイクル素材で
リサイクルできます。
(H27.9)



必ず
チェックだね。



～女性部備前ブロック研修会開催～

6/21に吉備中央町商工会2階にて備前ブロック活動が開催されました!!

今回は大盛況に終わった備前ブロック研修会の様子をお知らせいたします。

写真は受付中の女性部員の画像です。
人数が多いため迅速な作業が求められますが、見事なチームワークで突破しました!



講演会で頭を使った後は楽しい昼食の時間です。
今回、女性部は手作りの『いのしし汁』を来場者に振舞いました。会場からは「美味しい」や「いのししのお肉を始めて食べた!」等の感想が溢れ、大好評でした。

このイノシシも元は田畑を荒らす害獣ですが、活かし方次第で人を笑顔に出来る貴重な資源となりました。

最後はイノシシ革を用いたレザークラフト実習です。布と違い堅い革に悪戦苦闘する人が続出しましたが、すかさず女性部がフォローし和気あいあいとした雰囲気で行進することが出来ました。

写真は県女連会長の日神山さんと、ご自身で作られたレザー作品です。素敵な作品ですね!!

今回の備前ブロック活動では多くの方にご来場頂きました。おかげで大成功でした!!

今後ともよろしくお願いいたします。

事務局より



まず最初に備前ブロックに所属する7つの商工会女性部の事業報告が行われました。
参加されていた女性部員の皆さんは真剣そのもので各商工会の取り組みに耳を傾けていました。
「よそはよそ、うちがうち」で終わらせるのではなく、良いところを取り入れてよりよい活動が出来るように皆さん集中して聞いておられました。

また今回の講演会は忙しい間を縫って吉備中央町商工会長である芝村啓三氏が講演を行いました。
自分たちの町を良くするにはどうすればよいか...
会長ご自身の体験から、同じ志を持つ仲間として、そして経営者としてどうすればよいのかを熱く語って下さいました。

会長、素晴らしい講演をありがとうございました!!





◇商工会女性部発
岡山のふるさと小包便◇
吉備中央町商工会女性部では、ふるさと小包便をしています。
遠くのお友達やご親戚の方へのサプライズとして、又、お世話になった方へのご挨拶として、是非ご用命下さい。
『岡山のふるさと小包便』は、あなたの温かい思いを伝えます。

ぼんやりとした事業のイメージを事業計画に落とし込み、見える化します！

経営発達支援計画事業

事業者の事業の持続的発展を図るために、商工会が専門家、金融機関、各種支援機関等と連携し、事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、需要拡大に繋がる展示会等への取組を促進するため、事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他経営の発達に資する事業計画を「経営発達支援計画」として取り組みます。

事業計画を策定することで、ぼんやりとした事業のイメージを事業計画に落とし込み、考え方を整理していき、事業の指針、根本的課題、戦略、リスクなどが見える形で把握できるようになります。この機会に、自社の事業内容を分析し、夢の実現に向けて着実な一歩を踏み出しましょう。

今回は、経済産業省から認定された経営発達支援計画についての事業説明会を開催します。
皆さま、奮ってご参加ください。



事業計画の策定・実施を商工会職員・専門家等により伴走型支援を行います。

商工会の取扱共済

商工会では会員皆様の「まさか!!」の事態にサポートする為、多種多様な共済を取り扱い、皆様に安心をお届けして参ります。

- ①福祉共済(病気【ガン】やケガなど幅広く対応しているのが特徴です)
- ②貯蓄共済(福祉共済と組み合わせることで足りない部分を補える他、積立金の一部から保険料を支払うので保険と積立の両立が出来ます)
- ③経営セーフティ共済(取引先の急な倒産による連鎖倒産防止を防ぎます)
- ④小規模企業共済(経営者の退職金制度であり、退職金の資金を予め準備しておく共済制度で掛金は所得控除の対象になります)
- ⑤自動車共済(営業車や自家用車での事故の補償で、特約も豊富です)
- ⑥火災共済(建物だけでなく、備品や商品を火災等から守れます)

他にも取り扱い共済はありますので、会員さんのニーズに合致するものが必ず見つかります。

共済についてご興味のある方、見直しをご検討中の方、是非商工会まで！ご都合が悪ければ職員があなたの事業所へ『直接』伺います！

(事業主の方へ)

平成28年度の雇用保険料率

— 雇用保険料率が引き下がります —

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)		② 事業主負担 失業等給付の保険料率 雇用保険二事業の保険料率		①+② 雇用保険料率
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280331保01